

3 中期ビジョンⅢ-1～3『消防行政運営』

限りある経営資源（人員、予算、消防装備など）の中で、あらゆる災害等に対応できる消防体制を整備するために、事務の効率化や業務執行体制の見直しなどを図り、経営資源を最大限に活用する消防行政運営を目指します。

そして、「安全・安心のまち・千葉市」の推進には、市民の千葉市消防局に対する理解と協力が不可欠であることから、市民参加・協働を推進するとともに、消防広報の充実を図るなど、市民から信頼される透明性の高い消防行政運営を目指します。

また、災害活動を確保するため、消防庁舎及び消防車両の整備を進めます。

中期ビジョンⅢ-1 “市民に身近な消防”へ

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-----------------------|--|------------|
| Ⅲ-1-1 | 消防広報の充実 | 消防広報の充実を図り、市民の消防行政に対する理解と関心、信頼を高めます。 | 総務課 |
| Ⅲ-1-2 | 市民が安心して暮らせるための情報提供の推進 | 情報提供ツールを最大限に活用し、災害や事故による被害の軽減を図るため、各種情報を逐次提供します。 | 総務課 指令課 |

中期ビジョンⅢ-2 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|--------------------------------|--|-----|
| Ⅲ-2-1 | 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり | 消防行政運営の抜本的な見直しを図り、消防行政サービスの更なる向上を目指します。 | 総務課 |
| Ⅲ-2-2 | 火災原因調査体制の充実 | 職員の育成と調査技術の向上を図るため、より効果的な火災原因調査体制の整備を行います。 | 予防課 |
| Ⅲ-2-3 | 査察実施体制の充実 | 査察実施体制の機能性等について見直しを図り、迅速かつ的確な違反是正の推進、専任予防要員の適正配置をはじめ、予防業務の高度化・専門化へ対応できる体制を整備するなど、査察実施体制の充実強化を図ります。 | 予防課 |

中期ビジョンⅢ-3 消防署所及び消防車両等の整備

| 事業番号 | 事業名 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------|-----------|--|-----|
| Ⅲ-3-1 | 消防署・所の整備 | 消防活動拠点である消防庁舎の建替事業等を実施します。 | 施設課 |
| Ⅲ-3-2 | 消防用自動車の整備 | 低公害化が図られた消防用自動車へ随時、更新を図ります。 | 施設課 |
| Ⅲ-3-3 | 消防水利の整備 | 大規模震災などのライフライン途絶時の円滑な消防活動を確保するため、防火水槽を整備します。 | 警防課 |



Ⅲ-1-1 消防広報の充実

平成 21 年に実施された「市民 1 万人のまちづくりアンケート」の結果によると、生活満足度の状況において、「火災予防・救急救助体制の充実、防災備蓄品の整備など、消防・防災体制が整っている」が市民の満足度が低い項目（24 項目中下位 6 位。22.3%）になるなど、消防・防災体制整備に対する要望は依然高い状況にあります。その一方で、千葉市消防局の施策や活動などが、あまり知られていないのではないかと懸念があるところです。

そのために千葉市消防局では、市民見学会を開催することにより、実際に消防庁舎や消防車両、消防職員を見て、触れて、感じて頂き、市民の消防行政に対する理解と関心、信頼を高めるとともに、火災予防広報の充実を図ります。

また、平成 23 年に発足 60 周年を迎えた本市消防音楽隊の広報活動については、演奏活動について市民からの要望も多く好評を博していることから、音楽隊活動による消防広報をより有効に活用し、“市民に身近な消防”を目指します。

■市民見学会



■千葉市消防音楽隊(クリスマスコンサート)



短期目標（3か年）【平成 27～29 年度】

- ・市民見学会（年間4回×100名）を実施するとともに、消防音楽隊の広報活動を展開し、消防行政に対する理解の向上を図る

到達目標（10年後）【平成 33 年度】

- ・市民の消防行政に対する理解度が向上する

実施スケジュール【平成 27～33 年度】

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) |
|------|---------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | | | 市民見学会(4回×100名)の開催 | | | | |
| | | | 消防音楽隊による広報活動 | | | | |

成果指標

■市民1万人アンケート結果（「市の消防・救急体制が整っている」と感じる市民の割合）

| | 現状値 (平成23年度) | 中間目標値 (平成26年度) | 中間目標値 (平成29年度) | 目標値 (平成33年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | 49.3% | 53.0% | 56.0% | 60.0% |

Ⅲ-1-2 市民が安心して暮らせるための情報提供の推進

日常生活において身近な製品を発火源とする火災の発生や、エレベータ等の普段何気なく使用している設備等により死傷する事例が全国各地で報告されています。また、インターネット、ツイッター等の普及により、誤った情報が蔓延してしまうケースも数多く見受けられます。こうした事故や誤った情報の蔓延を防ぐためにも、正確な情報を市民に迅速・的確に提供する必要があります。

火災、事故による死傷者を未然に防ぐことや災害を減災することも、私たちの重要な任務です。

ホームページや、安全・安心メール、イベント時等における広報活動など、現状の情報提供ツールの充実を図るとともに、性別、年齢層別により情報提供ツールを使い分けるなど、活用方法を検討するとともに、技術革新等に応じて、新たな情報提供ツールの導入も検討します。

そして、情報提供ツールを最大限に活用し、災害や事故による被害を軽減するための各種情報を逐次提供していくことにより、市民の安全な暮らしを支えます。

短期目標（3か年）【平成27～29年度】

- ・既存の情報提供ツール（ホームページ、安全・安心メールコンテンツなど）の充実
- ・新たな情報提供ツール導入の検討

到達目標（10年後）【平成33年度】

- ・情報提供ツールの増加により、多くの市民が情報を手にすることができる

実施スケジュール【平成27～33年度】

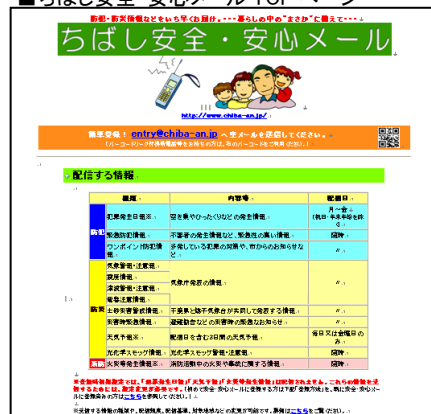
| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | you tubeの導入 | | | | | | |

成果指標

■ホームページアクセス数（平成24年度以降の導入：FB、TW）

| | 現状値 (平成23年度) | 中間目標値 (平成26年度) | 中間目標値 (平成29年度) | 目標値 (平成33年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | 200,000 | 200,000 | 200,000 |

■ちばし安全・安心メール TOP ページ



Ⅲ-2-1 社会情勢及び消防需要等に対応した消防行政運営と組織体制づくり

東日本大震災をはじめとする大規模震災、テロ・武力攻撃等に起因するNBC災害、大型台風、局地的集中豪雨などの自然災害や、世界各地で猛威を振るった新興・再興感染症等の汎発流行など、大規模化、複雑多様化する災害への対応が消防行政に求められています。

また、増加傾向にある救急需要や、救急救命士の処置拡大などの救急業務における高度化・専門化、火災予防行政における実効性の向上や規制体系の再構築の動きなど、消防行政を巡る動きは、日々刻々と変化を遂げています。

一方で、本市においては、今後、多数退職を迎えるとともに、平成4年の政令指定都市移行前後からの都市基盤整備に伴う市債発行や債務負担行為による償還金の負担、さらには、昨今の経済の急激な悪化による市税収入の大幅な減少など、厳しい財政状況にあることから、行政改革を推進しているところです。

こうした状況下においても、安全・安心に対するサービスの低下を招くことなく、市民から信頼される消防行政サービスを提供していくために、これからの組織戦略目標を定め、引き続き、事務事業の見直し、事務の効率化を図り、地域における消防団や自主防災組織の活動など、市民の主体的な活動の補完、支援を行うとともに、消防行政の担うべき分野や経営資源（人員、予算、消防装備など）の再配分・組織体制の見直しを行い、経営資源を最大限に活用する消防行政運営を目指します。

短期目標（3年後）【平成27～29年度】

- ・社会経済情勢等の変化に対応した組織体制等の見直し（随時）

到達目標（10年後）【平成33年度】

- ・経営資源を最大限に活用する消防行政運営を行う

実施スケジュール【平成27～33年度】

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) |
|------|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ← 社会経済情勢等の変化に対応した組織体制等の見直し(随時) → | | | | | | |

■九都県市防災訓練



成果指標

■消防行政運営の見直し項目（平成24年度以降の見直し項目を記載）

| | 現状値 (平成23年度) | 中間目標値 (平成26年度) | 中間目標値 (平成29年度) | 目標値 (平成33年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | — | ↑見直し | ↑見直し | ↑見直し |

Ⅲ-2-2 火災原因調査体制の充実

科学技術の進歩による産業の高度化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が増加する傾向にあり、その原因の究明には高度の専門的知識が必要とされています。

消防白書によると、平成 22 年中に発生した電気用品、燃焼機器及び自動車等の日常生活において身近な製品を発火源とする火災（全 812 件）のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」が 161 件、「原因を特定できない火災」が 651 件となっています。

一方、本市の火災原因調査は、警防業務、救急業務及び予防業務等の業務と兼務で実施しており、専門性の向上面で課題があります。また、調査の知識、技術を有している職員が今後、多数定年退職することも見込まれていることから、人材育成も課題となっています。

各消防署に火災原因調査を専門とする職員を配置し、調査業務の専門性を高め、職員の調査技術の向上を図るとともに、高度で専門的知識、技術を有する火災原因調査を専門とする職員を育成します。

短期目標（3か年）【平成 27～29 年度】

- ・火災原因調査体制の整備
- ・人材育成方針の策定

到達目標（10年後）【平成 33 年度】

- ・火災原因調査専門員が配置されることによって火災原因調査体制が充実する

■鑑識



実施スケジュール【平成 27～33 年度】

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) |
|-----------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ← 火災原因調査体制の整備(鑑識資機材導入) → | | | | | | |
| | ← 人材育成方針の策定 → | | | ← 人材育成 → | | | |
| 予算要望 予定額(千円) | | 2,000 | | | | | |

成果指標

■火災原因調査報告書の原因決定区分、「不明」率の減少【「不明」／総数】

| | 現状値 (平成22年) | 中間目標値 (平成26年) | 中間目標値 (平成29年) | 目標値 (平成33年) |
|-----|----------------|------------------|------------------|----------------|
| 目標値 | 3.47% | 3.0%以下 | 3.0%以下 | 3.0%以下 |

Ⅲ-2-3 査察実施体制の充実

平成24年5月、死者7名、負傷者3名の人的被害を発生させた広島県福山市のホテル火災においては、長期間、消防法令違反が是正されていない状況にあったなど、消防法令違反の是正の取組を強化することが喫緊の課題となっています。より一層の違反是正の徹底を図るため、違反が是正されない防火対象物に対しては、違反処理基準等に基づき適切な履行期限を設定した警告、措置命令を速やかに発動するとともに、特に人命危険の高い防火対象物については、徹底的に改善していく対応が求められています。また、違反対象物に係る公表制度やホテル・旅館等に対する表示制度の導入等によって、立入検査や違反処理に係る業務量は増加が見込まれることも踏まえて、これらの業務の執行体制を充実強化する必要があります。

このことから、個々の担当者に与えられた役割が十分に果たされ警告や命令の移行が期間内に対応できているかなど、査察実施体制の機能性について検証し、必要に応じて、組織機能の見直しを図り、専任予防要員の適正配置をはじめ、予防業務の高度化・専門化へ対応できる体制を整備するなど、査察実施体制の充実強化を図ります。

短期目標（3か年）【平成27～29年度】

- 査察実施体制の機能性の検証

到達目標（10年後）【平成33年度】

- 予防業務の高度化・専門化へ対応できる査察実施体制の整備

実施スケジュール【平成27～33年度】

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) |
|------|-------------------|---------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ← 査察実施体制の機能性等検証 → | | | ← 組織改正又は増員要望等 → | | ← 体制整備 → | |

成果指標

■査察実施体制の整備（専任予防要員の増員含む）

| | 現状値 (平成23年度) | 中間目標値 (平成26年度) | 中間目標値 (平成29年度) | 目標値 (平成33年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | | | 検証 | 体制整備 |

■立入検査



Ⅲ-3-1 消防署・所の整備

平成23年に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県内の16もの消防本部及び消防署所が全壊するなどの被害が生じました。

大規模震災時に消防署所が倒壊してしまうと、消防活動に支障をきたすばかりか、消防活動拠点としての機能は失われ、地域住民の安全を確保できない状況が生じてしまいます。

このため、千葉市消防局では、老朽化している消防署所を計画的に整備することにより、消防活動拠点としての機能の確保と改善を図り、市民の安全・安心な暮らしを支えます。

■若葉消防署(平成23年3月新築移転完了)



■東日本大震災時、旭市消防署飯岡分署津波被害



(平成23年3月・旭市消防本部提供)

短期目標(3か年)【平成27~29年度】

- ・宮崎出張所建替(平成27~29年度 建設工事等)
- ・設備等改修工事(平成27~28年度 消防局・中央消防署合同庁舎、生浜出張所、泉出張所)
- ・あすみが丘出張所(仮称)の新設(地質調査、基本設計、実施設計)

到達目標(10年後)【平成33年度】

- ・消防庁舎(宮崎、畑、作新台)の建替事業等を実施し、消防活動拠点としての機能を確保する

実施スケジュール【平成27~33年度】

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) |
|-----------------|--|--|---|---------------|--|---------------|--|
| 計画事業 | <ul style="list-style-type: none"> 家屋調査(事前調査) 仮設庁舎(リース) 旧庁舎解体工事 杭打工事 建築工事 工事監理 | <ul style="list-style-type: none"> 宮崎出張所建替 仮設庁舎(リース) 外構植栽工事 建築工事 工事監理 | <ul style="list-style-type: none"> 家屋調査(事後調査) あすみが丘出張所(仮称)新設 実施設計 | | <ul style="list-style-type: none"> 畑出張所建替 | | <ul style="list-style-type: none"> 作新台出張所建替 |
| 地質調査 | ← | ← | ← | | | | |
| 基本設計 | | ← | ← | | | | |
| 空調設備改修工事(合同庁舎) | ← | ← | ← | | | | |
| 屋上防水等改修工事(生浜、泉) | ← | ← | ← | | | | |
| 予算要望 予定額(千円) | 287,400 | 873,460 | 20,750 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |

成果指標

■消防庁舎建替事業3箇所【計画全体の進行状況】

| | 現状値 (平成23年度) | 中間目標値 (平成26年度) | 中間目標値 (平成29年度) | 目標値 (平成33年度) |
|-----|-----------------|-------------------|------------------------|------------------------|
| 目標値 | — | 1所 (基本実施設計) | 1所(建築完了) 1所(基本実施設計) | 2所(建築完了) 1所(基本実施設計) |

Ⅲ-3-2 消防用自動車の整備

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成13年6月改正）」（「自動車NOx・PM法」という。）に基づき、本市を含む九都県市では、共同して低公害車指定制度や粒子状物質減少装置の指定及び普及を図るとともに、ディーゼル車対策の広報活動など連携協力した取組みを進めています。

我が国では、1997年12月の京都議定書より、目標期間（2008年～2012年）における温室効果ガスの平均排出量を基準年（1990年）の排出量から6%を削減するという目標を掲げました。

本市では、平成20年度における運輸部門からの温室効果ガス排出量は、依然として基準年度及び目標年度の排出量を上回っており、引き続き、自動車からの排出量削減に向けた取組みを推進する必要があります。

千葉市消防局では、老朽化した消防用自動車の更新を図るとともに、窒素酸化物及び粒子状物質の削減対策を講じた車両へ随時、更新を図るなど、環境に配慮した低公害車の導入に向け、検討を進めます。

■はしご車(平成22年度購入・若葉消防署)



■水槽付き消防ポンプ自動車(平成22年度購入・作新台出張所)



短期目標（3か年）【平成27～29年度】

- ・環境に配慮した消防車両の更新

到達目標（10年後）【平成33年度】

- ・消防車両の低公害化が図られ、温室効果ガス排出量が削減される

実施スケジュール【平成27～33年度】

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) |
|------|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画事業 | ← 環境に配慮した消防車両の更新 → | | | | | | |

成果指標

■自動車Nox・PM法及び老朽車両の更新計画台数（平成23年度以降の累計）

| | 現状値 (平成23年度) | 中間目標値 (平成26年度) | 中間目標値 (平成29年度) | 目標値 (平成33年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | 11台 | 18台 | 33台 | 61台 |

Ⅲ-3-3 消防水利の整備

平成23年4月1日現在、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づく、本市の消防水利の充足率は87.2%であり、消火栓が12,325基に対して、防火水槽1,844基と、防火水槽の設置数が少なく、消火栓が消防水利の主となっています。

平成7年に発生した阪神淡路大震災時には、被災地各所で水道管断裂により消火栓が使用不能となり、消火活動が著しく困難な状況に陥りました。

また、東日本大震災では、美浜区（震度5強）で広範囲な液状化の被害とともに断水等の影響を受けました。

今後の発生が懸念されている千葉県東方沖地震、首都直下地震発生によりライフラインが寸断することも想定されるところであり、日頃から消火栓に偏ることなく、防火水槽とバランスのとれた消防水利の整備を進める必要があります。

千葉市消防局では、大規模震災に備え、防火水槽設置計画に基づき、郊外地域（水利低充足率地域）を優先的に防火水槽の整備を進めます。

短期目標（3か年）【平成27～29年度】

- 消防水利配置計画の検討及び策定（次期実施計画への計上）

到達目標（10年後）【平成33年度】

- 大規模震災などのライフライン途絶時の円滑な消防活動が確保され、安全・安心のまちづくりが推進される

■防火水槽



実施スケジュール【平成27～33年度】

| 年度 | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) | 2021 (H33) | |
|-----------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|
| 計画事業 | ← 消防水利配置計画の検討及び策定 | | | → | ← 防火水槽(40m)設置 | | | → |
| 予算要望 予定額(千円) | | | | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | |

成果指標

■防火水槽設置数

| | 現状値 (平成23年度) | 中間目標値 (平成26年度) | 中間目標値 (平成29年度) | 目標値 (平成33年度) |
|-----|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 目標値 | 1,844基 | 1,844基 | 1,847基 | 1,851基 |